2　乙調査のうち、企業に関する調査は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業に属する企業であって、総務大臣及び経済産業大臣が指定するもの（以下「乙調査企業」という。）について行う。

一　小分類四一一―映像情報制作・配給業
二　小分類四一二―音声情報制作業
三　小分類四一三―新聞業
四　小分類四一四―出版業
五　小分類四一六―映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
六　小分類六四三―クレジットカード業、割賦金融業

3　乙調査のうち、事業所に関する調査は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業に属する事業所であって、総務大臣及び経済産業大臣が指定するもの（以下「乙調査事業所」という。）について行う。

一　小分類三九一―ソフトウェア業
二　小分類三九二―情報処理・提供サービス業
三　小分類四〇一―インターネット附随サービス業
四　小分類七〇一―各種物品賃貸業
五　小分類七〇二―産業用機械器具賃貸業
六　小分類七〇三―事務用機械器具賃貸業
七　小分類七〇四―自動車賃貸業
八　小分類七〇五―スポーツ・娯楽用品賃貸業
九　小分類七〇九―その他の物品賃貸業
十　小分類七二六―デザイン業
十一　小分類七三一―広告業
十二　小分類七四三―機械設計業
十三　小分類七四五―計量証明業
十四　小分類七九六―冠婚葬祭業
十五　小分類八〇一―映画館
十六　小分類八〇二―興行場（別掲を除く）、興行団
十七　小分類八〇四―スポーツ施設提供業
十八　小分類八〇五―公園、遊園地
十九　小分類八二三―学習塾
二十　小分類八二四―教養・技能教授業
二十一　小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）
二十二　小分類九〇二―電気機械器具修理業

（調査事項等）

第七条　経済構造実態調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち甲調査企業の属性に応じて必要となるものを、乙調査のうち企業に関する調査の場合には第二号に掲げる事項のうち乙調査企業の産業及び従業者数に応じて必要となるものを、乙調査のうち事業所に関する調査の場合には第三号に掲げる事項のうち乙調査事業所の産業及び従業者数に応じて必要となるものを調査する。

一　甲調査企業に関する事項
イ　名称、電話番号及び法人番号
ロ　所在地
ハ　経営組織及び資本金等の額
ニ　消費税の税込記入・税抜記入の別
ホ　売上（収入）金額及び年間商品販売額
ヘ　費用総額及び費用の主要項目別金額
ト　主な事業の内容
チ　事業活動の内容
リ　事業活動別の売上（収入）金額
ヌ　電子商取引の有無及び割合
ル　年初及び年末商品手持額
ヲ　年間商品仕入額
ワ　事業区分別の費用割合
カ　一事業区分に係る費用の項目別金額
ヨ　甲調査企業に属する事業所の名称及び所在地
タ　甲調査企業に属する事業所の電話番号
レ　甲調査企業に属する事業所の主な事業活動
ソ　甲調査企業に属する事業所の売上（収入）金額
ツ　甲調査企業に属する事業所の年間商品販売額
ネ　甲調査企業に属する事業所の売場面積
ナ　甲調査企業に属する事業所の卸売販売額に占める本支店間移動の割合

二　乙調査企業に関する事項
イ　名称、電話番号及び法人番号
ロ　所在地
ハ　経営組織及び資本金等の額
ニ　消費税の税込記入・税抜記入の別
ホ　事業の形態
ヘ　企業の系統
ト　年間売上（収入）金額
チ　年間営業用固定資産取得額
リ　会員数
ヌ　加盟店数
ル　従業者数

三　乙調査事業所に関する事項
イ　名称、電話番号及び法人番号
ロ　所在地
ハ　本社の所在地
ニ　経営組織及び資本金等の額
ホ　消費税の税込記入・税抜記入の別
ヘ　本支社別
ト　事業の形態
チ　年間売上（収入）金額
リ　年間契約高及び契約件数
ヌ　年間営業用固定資産取得額
ル　入場者数
ヲ　受講生数
ワ　施設
カ　従業者数

2　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（報告の義務）

第八条　甲調査企業及び乙調査企業を代表する者並びに乙調査事業所の管理責任者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（以下「調査事項」という。）に係る情報（以下「調査事項情報」という。）についてそれぞれ報告しなければならない。ただし、総務大臣及び経済産業大臣が指定する企業（以下「本社一括乙調査企業」という。）に属する乙調査事業所にあっては、本社一括乙調査企業を代表する者が調査事項情報について一括して報告しなければならない。